

# 消防署からのお知らせ

## 令和7年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業

鶴居消防署では、石油貯蔵施設（コンビナート等）を持つ自治体と隣接する自治体の地域防災力の向上を図る目的として交付される「石油貯蔵施設立地対策等交付金」を活用して「電動油圧カッター（バッテリー防水カバー付き）」を更新しました。

この救助器具は、各種災害における救助及び訓練等の厳しい消防活動に使用するものです。この資機材は水中でも使用でき、水中の物体もなんなく切断することができます。また、従来のものよりスリム



形状で軽量に設計されているため、持ち運びもしやすく扱いやすいため、活動効率の向上が期待されます。

## まだまだ使う時期、ストーブ火災に注意！

3月になり暖かくなってきましたが、まだまだストーブが必要な季節です。危険とはわかっているも「少しなら大丈夫だろう」、「今まで大丈夫だった」という油断や、ちょっとした不注意により火災は起ります。

### ～ストーブ火災を防ぐためのポイント～

- ・給油は必ず火を消してから行う。
- ・ストーブ周辺に洗濯物や紙類を置かない
- ・必ず外出時や、就寝前は必ず消火を確認
- ・異臭や異音が出た場合はすぐ使用を中止
- ・定期的に清掃し、ほこりやすすを取り除く



2016年度から2020年度の5年間にNITE（製品評価技術基盤機構）に通知された製品事故情報では、ストーブ、ファンヒーターの事故は652件（石油タイプ307件、電気タイプ345件）ありました。特にストーブの電源を入れたまま就寝し、就寝中に布団にストーブが接触し、発火するという火災事故が多くありました。

大丈夫だろうと気を抜かず、ストーブを使わなくなる日まで火の取り扱いには十分気を付けましょう。



X（旧ツイッター）

消防公式SNSを運用しています！

フォロー&♡をお願いします！



Instagram

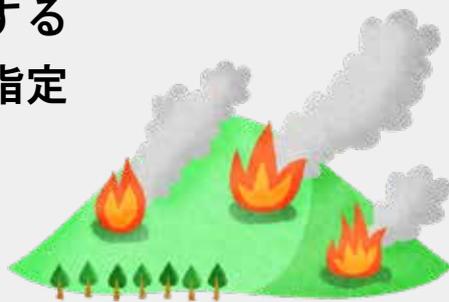
## 令和8年1月1日より林野火災注意報・警報の運用を開始しました！

釧路北部消防事務組合では、岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受け火災予防条例を一部改正し、「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用を開始することとなりました。注意報や警報が発令した際にはIP広報や鶴居消防公式SNS等にて広報します。また、注意報や警報発令時に「火の使用制限」の努力義務（注意報発令時）・義務（警報発令時）を課すこととなります。

特に警報時に「火の使用制限」に従わなかった場合、違反した者に対して30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法にて定められていますので注意してください。

「火の使用制限」は以下のとおりです。

- ① 山林、原野等において火入れしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性のある物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で火災が発生するおそれが大であると認めて組合長が指定した区域内において喫煙しないこと。
- ⑥ 残火（たばこの吸殻を含む。）取灰又は火粉を始末すること。



## 「3月でも油断禁物！！ 雪道自動車スリップ事故注意」

3月になり雪が解け進んできて、朝夕や日陰では路面の凍結や圧雪が残っている場所があります。特にこの時期は…

- 昼に溶けた雪が夜に再凍結
- ブラックアイスバーン
- シャーベット状の路面

によりスリップ事故が起きやすい時期です。



「もう春だから大丈夫」だと思いがちですが、3月は冬と春が混在する危険な時期です。一人一人が慎重な運転を心掛け、スリップ事故防止に努めましょう。